

# 全日本社会貢献団体機構会員細則

第1条  
(会員の種別)

本会の会員は次の三種とする。

- ①正会員
- ②賛助会員
- ③特別会員

第2条  
(正会員)

正会員は次のとおりとする。

- ①全日本遊技事業協同組合連合会(以下「全日遊連」と言う。)
- ②全日遊連に加盟する都府県組合で、本会の目的に賛同して入会し、全日遊連を介して、第5条に定める会費を納入したもの

第3条  
(賛助会員)

本会の目的に賛同し賛助するために入会した企業および団体で、第6条に定める会費を納入したものを、賛助会員とする。

第4条  
(特別会員)

前2条を除くほか、本会の目的達成のため、その入会が理事会で特に承認されたもの(個人または団体)を、特別会員とする。特別会員は会費の納入を義務付けないこととする。

第5条  
(正会員の会費負担)

- (1)正会員の年会費は、全日遊連が取りまとめて、年1回、本会に一括納入する。
- (2)正会員の年会費は、正会員全員において負担し、その総額は、1年度につき9,000万円程度を目途とするものとする。

第6条  
(賛助会員の会費負担)

賛助会員の会費は1口2万円とし、1口以上を、毎年度納入しなければならない。

第7条  
(入退会の効力発生時期)

- (1)機構への入会は、理事会の承認を得たときに効力を生じる。
- (2)機構からの退会は、理事長に対する退会届の提出をもっておこなひ、これが受理されたとき、会員資格を失う。
- (3)全日遊連および都府県組合の入退会は、全日遊連の機関決定を経ていなければならない。

第8条  
(賛助会員の権利)

会員は次の権利を有する。

- ①総会へ出席し、意見を述べること(但し決議には参加できない)
- ②賛助会員として広報印刷物に、その名称が記載されること
- ③当該賛助会員がおこなった社会貢献活動の実績につき、社会貢献事業年間報告書に掲載されること

第9条  
(会員の義務)

会員は次の義務を負う。

- ①規約に従い、本会が掲げる社会貢献の趣旨の実現に努めること
- ②総会に出席し本会の適正な運営の実現に努めること
- ③所定の会費を納入すること

第10条  
(会員名簿の作成等)

- (1)当機構事務局において、会員名簿を作成し保管する。
- (2)会員名簿には、会員の種別・名称(代表者)・所在地・入会年月日を記載する。
- (3)上記(2)の記載事項に変更が生じたとき、会員は、速やかに当機構事務局長宛てにその旨を書面で通知しなければならない。同通知を受けたとき、事務局長は、速やかに、会員名簿の記載を変更しなければならない。
- (4)総会召集通知等、会員宛ての通知は、会員名簿の記載に従っておこなう。

この細則は、平成18年4月1日から発効する。

